

平成27年 7月10日
小樽商科大学

平成26年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成26年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成26年度の経緯

自動車の購入及び賃貸借に係る契約及び船舶の調達に係る契約については、締結実績なしであった。電気の供給を受ける契約、省エネルギー改修事業に係る契約及び建築物の設計に係る契約については、該当なしであった。

なお、上記の契約類型については、締結実績なし及び該当なしであったが、環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成26年2月4日変更閣議決定）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を締結した。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。